大阪府環境審議会気候変動対策部会運営要領

第１ 趣 旨

大阪府環境審議会条例（平成６年大阪府条例第７号。以下「条例」という。）第６条第２項の規定により、大阪府環境審議会（以下｢審議会｣という。）に気候変動対策部会（以下「部会」という。）を置く。

第２ 所 掌 事 項 等

　部会は、気候変動対策に係る次の事項について審議を行なうとともに、必要に応じて審議会に報告を行なう。

(1) 大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及びおおさかヒートアイランド対策推進計画の進行管理に関すること

(2) 気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化に関して特に優れた取組をした者に対する顕彰の実施に関すること

(3)その他気候変動対策の施策や制度のあり方に関すること

第３ 組 織

(1) 部会は、条例第６条第３項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。ただし、部会長が必要と認める場合は、この部会にオブザーバーとして関係者の出席を求めることができる。

　① 条例第２条第１項第１号に規定する委員 ２名程度

　② 条例第３条第２項に規定する専門委員 　 ５名程度

(2) 部会に部会長を置く。部会長は、条例第６条第４項の規定により会長が指名する。

(3) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

第４ 会 議

(1) 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

(2) 部会は、これに属する委員、専門委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。

第５ 補 則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成２４年１１月２７日から施行する。

附　則

　この要領は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

　この要領は、平成２６年６月１９日から施行する。

附　則

　この要領は、平成２７年６月１８日から施行する。

附　則

　この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

　この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

　この要領は、令和３年６月８日から施行する。

附　則

　この要領は、令和４年６月８日から施行する。

附　則

　この要領は、令和５年６月１日から施行する。